

環境省令第十四号

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十五年政令第二百二十三号）の施行に伴い、及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）第五条第二項第四号の規定に基づき、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十五年六月十三日

環境大臣 鈴木 俊一

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令の一部を改正する省令

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「とおりとする。」を「とおりとし、ダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。）にあつては検液一リットルにつきダイオキシン類一〇ピコグラム以下とする。」に改める。

第一条の二中「（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。）」を削る。

附 則

この省令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成十五年十月一日）から施行する。